

2026 年 10 月 27 日

各 位

大 阪 市 中 央 区 瓦 町 三 丁 目 5 番 7 号
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ク リ エ イ ト
代 表 取 締 役 社 長 濱 田 佳 治
(コード番号：8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 執行役員 総合企画部長 曾我 啓介
電話 06-6204-1193

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 29 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」のとおり、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2026 年 9 月 29 日付で特別注意銘柄に指定され、今後、東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。なお、内部管理体制等の改善対応と並行して、2026 年 9 月 30 日付「当社株式の監理銘柄（審査中）指定に関するお知らせ」のとおり、当社株式は、2026 年 10 月 1 日付で、東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されております。当社は、東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分の変更申請を行っているところ、市場区分の変更に係る申請の手続きを継続するとともに、市場区分の変更に係る審査への適合を通じて、特別注意銘柄指定の解除を目指してまいります¹。

当社は、市場区分の変更に係る審査への適合及び特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を抜本的に改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画・状況報告書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 改善計画の策定方針

当社は、2026 年 8 月 4 日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会の調査報告書（以下、「第三者委員会報告書」という。）において、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けております。

当社は、第三者委員会報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を真摯に受け止め、2026 年 8 月 13 日付「再発防止策（骨子）の策定に関するお知らせ」及び 2026 年 9 月 30 日付「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」のとおり、第三者委員会から指摘を受けた問題点に対する改善策の提言に沿って再発防止策を策定し公表しておりますが、このたび特別注意銘柄に指定されたことから、上記の再発防止策の各事項が十分であるか再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、以下の具体的プロセス及び実施計画のもと、内部管理体制の再構築に取り組んでまいります。

¹ 東京証券取引所の有価証券上場規程第 503 条第 13 項第 1 号において、市場区分の変更申請を行い、東京証券取引所が市場区分の変更を適当と認めた場合、特別注意銘柄の指定の解除を行う旨が定められております。

プロセス		実施（予定）日
1	第三者委員会報告書に基づき、原因分析及び再発防止策の策定	2026年8月4日～2026年9月30日（実施済）
2	再発防止策の実施・運用	2026年8月13日～（一部実施済）
3	改善計画の策定及び改善計画・状況報告書の提出に向けての方針検討・決定	2026年9月29日～2026年10月27日
4	再発防止策の再検討及び特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2026年9月29日～2026年10月30日（予定）
5	日本取引所自主規制法人へ改善計画・状況報告書ドラフトを提出	2026年10月30日（予定）
6	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年12月29日（予定）

2. これまでに実施した改善策等

当社は、第三者委員会報告書で指摘された発生原因及び再発防止策の提言を踏まえ、「企業風土改革」「ガバナンス改革」及び「内部統制改革」の視点に基づき、以下の改善策を実施しております。

- ① 取締役の選解任に関する株主総会議案の決定、各取締役の報酬等の内容の決定を行う取締役会の諮問機関である指名・報酬・ガバナンス委員会について、2026年9月15日開催の取締役会決議に基づき、当社現代表取締役社長（以下、「当社代表」という。）を当該委員会の委員から外し、取締役の選解任案や報酬案の決定プロセスから排除いたしました。
- ② 経理財務、人事及びコンプライアンス等の管理部門管掌取締役に人事案の策定の決定権限を持たせ、当社代表の権限を制限いたします。重要な使用人（部長職以上や支店長等）の人事案については、2026年12月に管理部門管掌取締役が就任するまでの間は、管理部門担当執行役員がその役割を担うこととし、必要に応じてその内容を取締役会に報告し、重要事案については取締役会における承認を得る運用を実施しております。
- ③ 2026年10月1日より、大手金融機関及びコンサルティング会社等において、経営全般にわたる戦略立案や管理体制の構築を歴任し、豊富な経験と高度な知見を有する人物を、管理部門の新たな担当執行役員に選任いたしました。同氏には、2026年12月の定時株主総会で選任される取締役の中から選出予定の改革担当取締役の補佐を担うことを想定しております。
- ④ 当社が再発防止を最優先事項としていることを明らかにするため、①業績目標よりも適正な会計処理を含むコンプライアンスを優先すること、②未達や失敗を隠さず早期に報告すること、③当社代表の意向に反する意見であっても尊重すること、④内部通報者を保護すること、⑤法令違反や不適切な会計処理等に関与した場合には役職にかかわらず公正かつ厳正に対処すること等を当社役職員の行動指針として明文化した「アドバンスクリエイト行動規範」を制定し、社内のイントラネットに掲載するとともに、当社のホームページでも公表いたしました。さらに、当社の役職員向けに改革担当執行役員と社外取締役の連名で上記「アドバンスクリエイト行動規範」を制定したことと併せて、当社の企業風土や組織を改め、経営トップへの付度や忠誠心を美化するのではなく、個々の役職員が自律的に業務を行うことを尊重し合い、心理的安全性が確保された企業風土を醸成していくこと、そのために再発防止を実行していくこと等を社内イントラネットにて周知いたしました。

た。

- ⑤ 再発防止策の各施策を徹底して行うため、コンプライアンスやリスク管理のほか、再発防止策の各施策の目的やその内容等について、今後、全役職員を対象とした教育・研修を定期的を実施いたしますが、初回の研修は 2026 年 10 月 23 日に実施いたしました。
- ⑥ 取締役会の監督機能の一層の向上を図るため、社外取締役と監査役との連携強化及び経営上の重要課題に関する意見交換を目的とした、社外取締役と監査役会との意見交換会を開催いたします。2026 年 10 月 20 日、キックオフミーティングを開催いたしました。今後は原則月次で開催いたします。
- ⑦ 監査法人をはじめ、外部等からの指摘事項及び改善要請事項について、内部監査室において、内容、対応主管部署、対応方針、対応期限及び対応状況等を一元的に管理する台帳を 2026 年 10 月 23 日に整備いたしました。
- ⑧ 2026 年 10 月 27 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、再発防止及びコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、同日付の取締役会において、当社第 31 回定時株主総会において必要な定款変更について承認を受けることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画の策定を進め、改善策を実行してまいります。内容及びスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

また、当社は、内部管理体制等の改善対応を進めるとともに、2026 年 12 月開催の定時株主総会における承認可決を条件として、新たな取締役を選任する予定です。

加えて、当社は、東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分の変更申請を行っているところ、市場区分の変更に係る申請の手続きを継続するとともに、市場区分の変更に係る審査への適合を通じて、特別注意銘柄指定の解除を目指してまいります。

以 上